

皆与志養護学校いじめ防止基本方針

県立皆与志養護学校

いじめ問題への学校目標 ◇ いじめなし みんな仲良し 楽しい学校

1 基本的認識

- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る」という認識をもつ。
- ・ いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識をもつ。
- ・ 関係者が一体となって、取り組むことが必要であるという認識をもつ。

2 未然防止のための取組

(1) 人権教育

- ・ 「いじめをしない」、「いじめを許さない」という自他を大切に思う心を育てる。
- ・ 道徳教育では、児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。（「いじめを考える週間」での取組等）
- ・ 日々の授業や学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会をつくり共に生きていることを学習したり、体験したりする。

(2) 保護者への働き掛け

- ・ 保護者と話し合う機会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換を行う。

3 早期発見・早期対応の在り方

(1) 学校生活

- ・ 児童生徒の様子をしっかりと観察することで、小さな変化を敏感に察知し、早期発見に努める。
- ・ 職員は、児童生徒の交友関係・人間関係の把握に努める。

(2) 連絡帳の活用

- ・ 担任と保護者・病棟担当者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

(3) 日常的な生活からのいじめの発見

- ・ 日常的な児童生徒との関わりの中で、表情やけが等からいじめを疑う習慣を付ける。

(4) いじめと思われる行為を発見した場合は、すぐに対応する。

〈緊急学部会 → 緊急いじめ対策委員会〉

(5) 教育相談・保護者（病棟担当者）との個別相談の実施

- ・ いじめを発見した場合、すぐに事実確認を行い、保護者（病棟担当者）との個別相談を実施する。

4 事案発生時の対応・校内体制及び関係機関

① 担任等による「いじめ情報のキャッチ」「正確な実態把握」

② 緊急学部会にて事案についての確認

③ 緊急いじめ対策委員会（必要がある場合に校長が招集）

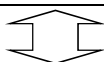
校長 教頭 事務長 教務 各学部主事 生徒指導主任 保健主任 養護教諭
該当担任 ※事案により保護者代表・施設代表を加える。

委員会による指導方針の決定、解消に向けた取組、児童生徒への指導や支援、必要に応じて関係機関への通知

④ 解消に向けた経過観察

必要に応じて保護者への情報開示

⑤ 全職員による再発防止に向けた取組



保護者との連携

- ・ 保護者や病棟担当者とのミーティング
- ・ 学級、学部PTAでの説明
- ・ 学校関係者評価委員会への報告

県教委との連携

- ・ 指導主事の派遣及び助言
- ・ いじめ問題対応チームの派遣及び助言
- ・ 研修会等への講師派遣
- ・ スクールカウンセラーの派遣

5 年間計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ防止基本方針の共通理解	各教科等の指導 学級・学部・人間関係作り	日常の観察 連絡帳の確認
5月	「いじめを考える週間」の取組による啓発	↓	↓ ↓
6月			
7月			
8月			
9月	「いじめを考える週間」の取組による啓発	各教科等の指導	日常の観察 連絡帳の確認
10月		↓	↓ ↓
11月			
12月			
1月			
1月		各教科等の指導	個人面談会での保護者への啓発，聞き取り 日常の観察 連絡帳の確認
2月		↓	↓ ↓
3月	本年度のまとめ 職員会議共通理解		

○ 職員会議等

いじめ対応について、基本方針を全職員で確認し、指導方針や指導計画の共通理解を図る。学部会で児童生徒の情報交換を行い、いじめにつながる内容であれば、すぐに状況や対応について管理職に報告する。さらに情報を整理し、緊急いじめ対策委員会を実施し、全職員で情報を共有する。

○ 未然防止に向けた取組

年間を通して「学級・学部・人間関係づくり」活動において、好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進する。指導に当たっては、「人権同和教育年間指導計画」等を参照する。

○ 早期発見に向けた取組

「日常の観察」により、いじめにつながるような事象に対応し、絶対にいじめを見逃さないようにする。毎日の連絡帳や学級PTA、家庭訪問、個人面談会等により家庭や病棟と密に連携して、児童生徒の小さな変化を見逃さないようにする。